

# 会議室貸出サービス

地域みなさまに貸出サービスを始めます。

会議・研修会・教室などにご利用できます。

- 利用可能日 平成29年4月～平成30年3月 ※12月29日～1月3日除く
- 時間 9時～17時
- 利用目的  
会議・研修・教室等に限りさせていただきます。
- 申し込み受付日  
使用日の6ヶ月前（使用開始日の6ヶ月前の日の属する月の初日）から1週間前までの間で申込ができます。  
（例：11月30日使用の場合、5月1日から申込開始）
- 申し込み方法  
申込み前に裏面の貸会議室利用についてをご確認ください。  
申込みは、公園一時使用届に必要な事項をご記入の上、該当するセンターまで提出してください。

※申込みは、淀川河川公園管理センターにご提出ください。

※電話で現在の空き状況の確認はできますが、申込、仮予約は受け付けておりません。

## ○貸出備品等

- ・庭窪レストセンター（守口市八雲北町3-39-5）  
まなびの部屋（洋室：定員15名）テーブル、パイプイス15脚



お問合せ・お申し込み

淀川河川公園管理センター（守口SC・庭窪RC）TEL 06-6994-0006

淀川河川公園ホームページ

<http://www2.kasen.or.jp>

淀川河川公園 検索



## 貸会議室 利用について

### ○利用目的の制限

利用目的は、会議・研修・教室・展示・催事等に限りさせていただきます。

なお、次の項目に該当する場合はご利用することはできません。

- ・公序良俗に反する内容であると当センターが判断したとき
- ・宗教団体が布教の目的で使用するとき。
- ・営利目的で使用するとき※（現金取扱い、口頭契約、書面契約も含む、有料講演会等）
- ・政治目的のために利用するとき。
- ・喧騒で他に迷惑を及ぼす恐れのある催事。
- ・その他、淀川河川公園管理センターが不相当を認めたとき。
- ・又貸しは一切認めておりません。

※工作教室等で参加料（材料費等）を取られる場合は、別途ご相談ください。

（別途申請が必要です。）

### ○申し込み受付日

使用日の6ヶ月前（使用開始日の6ヶ月前の日の属する月の初日）から1週間までの間で申込ができます。

※（例：11月30日使用の場合、5月1日から申込開始）

電話にて空き状況を確認して下さい。（お電話での仮予約、申込は受け付けておりません。）

申込みは、申込用紙に必要事項をご記入の上、FAX等により提出してください。

### （注意事項）

- ・初めて利用される場合は、担当者の身分証明書のコピー等を提出して下さい。
- ・必要事項のご記入がない場合はお断りする場合があります。
- ・使用時間には資料セッティングや荷物搬出入の為の時間が含まれます。  
準備時間を考慮の上お申し込み下さい。
- ・会場内で出たゴミについては、使用者がお持ち帰り、適正に処分してください。
- ・当センターが申込書を受け取り後、ご利用団体、ご利用内容について確認の上、FAXにてご使用の

可否をご連絡します。（申込みはFAXの先着順になりますのでご注意ください。）

### ○貸出備品等

- ・庭窪レストセンター

学びの部屋（洋室：定員15名）テーブル、ホワイトボード

# 公園一時使用届

平成 年 月 日

近畿地方整備局長 殿

住 所

電 話

氏 名

印

下記の通り使用したいのでお届けします。

## 記

- 1 場 所 地 区 (別添図の区域)
- 2 目 的
- 3 内容及び人数

使用人数 人

- 4 使用時間 平成 年 月 日( ) 日間  
時 分 ~ 時 分

- 5 仮設物

- 6 その他

受 付 者



## 注 意 事 項

1. 一般公園利用者に迷惑をかけないよう留意すること。
  - (1) 公衆の安全を守るよう、必要な措置を講ずること。
  - (2) 公園を損傷し、汚損するなど公園の利用に支障を及ぼすおそれのある行為をしないこと。
  - (3) 公園の風致及び美観、その他公園としての機能を害しないこと。
2. 承認を受けた事項を変更しようとするときは、軽易なものを除き、公園管理者の承認を受けること。
3. 承認の期間が満了したとき、公園を直ちに原状に回復すること。  
ただし、原状に回復することが、不適當な場合は、公園管理者の指示に従い必要な措置をとること。
4. 事故が発生し、又はその恐れがあると判断される場合は、公園利用者の安全を図るとともに、一切申請者の責任において速やかに処理すること。
5. 公園施設を損傷し、汚損し、又は滅失した場合は、これを修理し、若しくは現状に回復し、又は損傷を賠償すること。
6. 公園管理者は、次に示すような場合、申請者に対して、承認を取り消したり、必要な措置を講ずるよう命ずることがある。
  - (1) 申請内容にいつわりがあったり、不正な手段により承認を受けた場合。
  - (2) この承認条件を守らない場合。
  - (3) 都市公園法又は都市公園法に基づく規定に違反した場合。
  - (4) 公園の保全又は公衆の公園の利用に著しい支障が生じた場合。
  - (5) 公園の運営上又は公益上やむを得ない必要が生じた場合。
7. 都市公園法及び関係法令等を遵守するとともに淀川河川事務所長の指示に従うこと
8. 一般利用者とのトラブルが起らないよう十分留意すること。
9. 当該催しにより生じた塵芥は催し終了後、責任をもって処理すること。
10. 拡声器利用の場合は、一般利用者に対し不快感を与えないようその音量については十分に注意すること。